

令和7年度川崎市精神科病院虐待対応窓口の状況について

(1) 業務従事者による障害者虐待の状況(法第40条の7)

項目		内訳
ア 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報件数(件)		18件
イ 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による届出件数(件)		53件
ウ 虐待の事実を認定した件数(件)		4件
エ 認定した虐待の事実に係る被虐待者数(人)	(ア) 男性	3人
	(イ) 女性	1人
	(ウ) 不明、その他	0人
オ 認定した虐待の種別・類型(身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待)ごとの件数(件)	(ア) 身体的虐待	3件
	(イ) 心理的虐待	1件
	(ウ) 性的虐待	0件
	(エ) 放棄、放置(ネグレクト)	0件
	(オ) 経済的虐待	0件

(2) 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置(法第40条の7)

項目	内訳
ア 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数(件)	4件
イ 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数(件)	4件
ウ 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数(件)	4件
エ 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数(件)	4件
オ 指定医により、入院患者の診察を行った件数(件)	3件
カ 改善計画の提出を求めた件数(件)	4件
キ 提出された改善計画の変更を命じた件数(件)	0件
ク 必要な措置を採ることを命じた件数(件)及びその内容	0件
ケ クの命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数(件)	0件
コ 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数(件)	0件

※(1)のウの虐待の事実を認定した通報・届出に対して、(2)のア～コの項目の中で採った措置(複数選択)の件数になります。

(3) 虐待を行った業務従事者の職種(法施行規則第 22 条の2の2)

項目	内訳
(1)エの認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数(人)	—
ア 医師	0人
イ 看護師	1人
ウ 准看護師	2人
エ 看護助手	1人
オ 保健師	0人
カ 作業療法士	0人
キ 精神保健福祉士	0人
ク 社会福祉士	0人
ケ 公認心理師	0人
コ 医療事務	0人
サ その他業務従事者	0人
シ 不明	0人